

(別添①)

北方中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 北方中学校 廃校年月 平成29年4月

1 北方中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字北方3768番地(都市計画区域内・指定なし)

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
4	教室棟	鉄骨造	S45	2	724	0.86
5	便所	鉄骨造	S45	1	58	—
12	書庫	鉄骨造	S44	1	5	—
16	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S53	2	628	1.21
17	便所	鉄筋コンクリート造	S53	1	17	—
19	倉庫	木造	S55	1	20	—
20	特別教室棟	鉄骨造	S56	1	123	—
21	倉庫	木造	H1	1	41	(新基準)
22	放送室	木造	H2	1	6	(新基準)
24	給食コンテナ室	木造	H8	1	23	(新基準)
26	倉庫	木造	H17	1	26	(新基準)

参考：建物敷地面積9742m²、グラウンド敷地15708m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 一括貸付を原則とします。

※ 屋内運動場及び屋内運動場駐車場は串間市地区体育館として利用していただきますので貸付対象に含みません。

※ プール及びプール付属棟はプール利用としては貸付対象外。

(3) アクセス

JR日向北方駅から徒歩で約5分

(4) 地域の環境など

駅から近く、周囲には田園が広がり、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土

地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×0.04

参考：固定資産評価額 3,780円/㎡

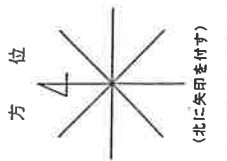
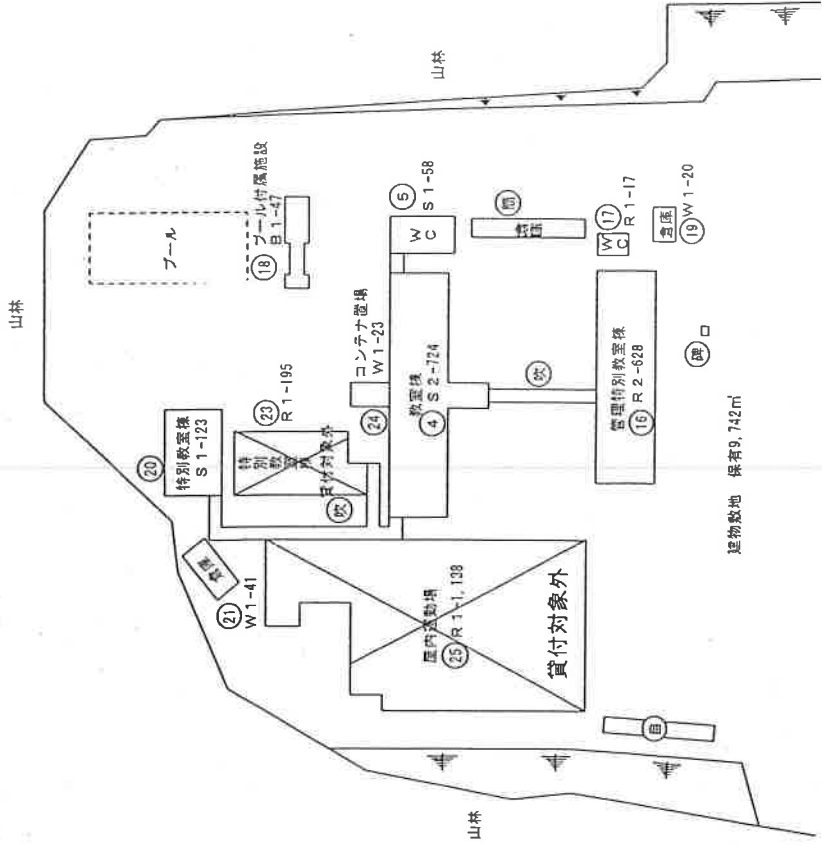
3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。

北方中学校跡地

配置図及び平面図

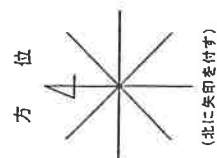
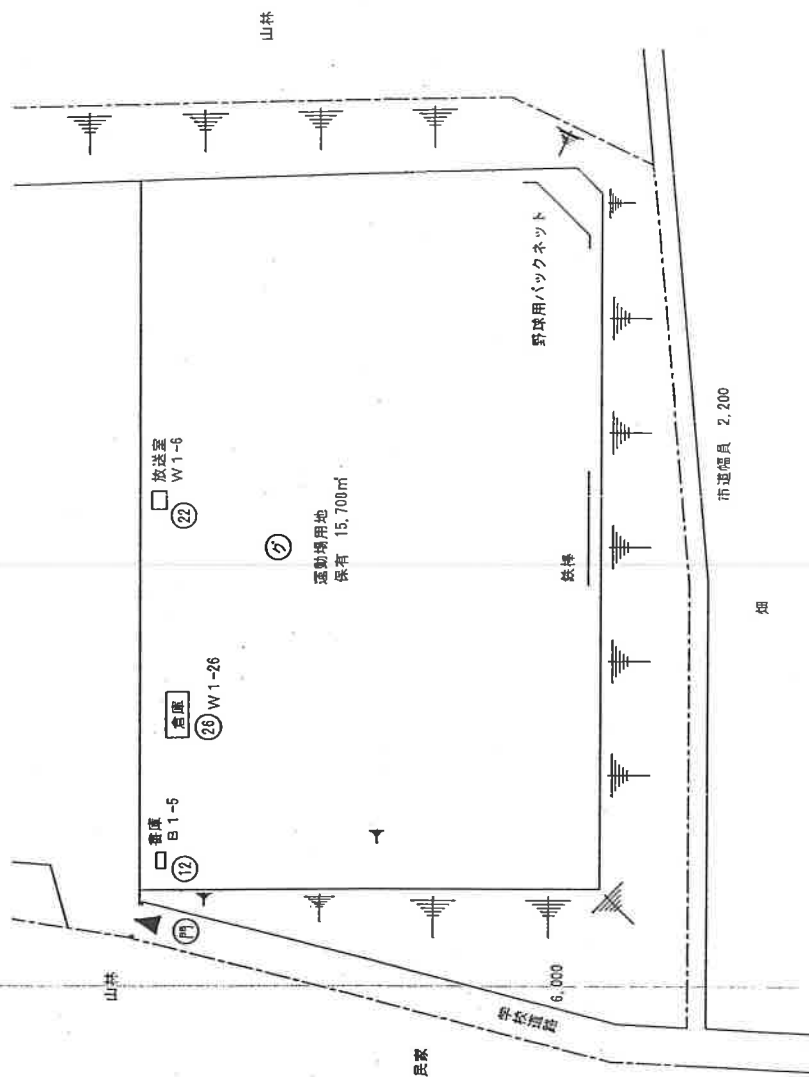
校名



北方中学校跡地

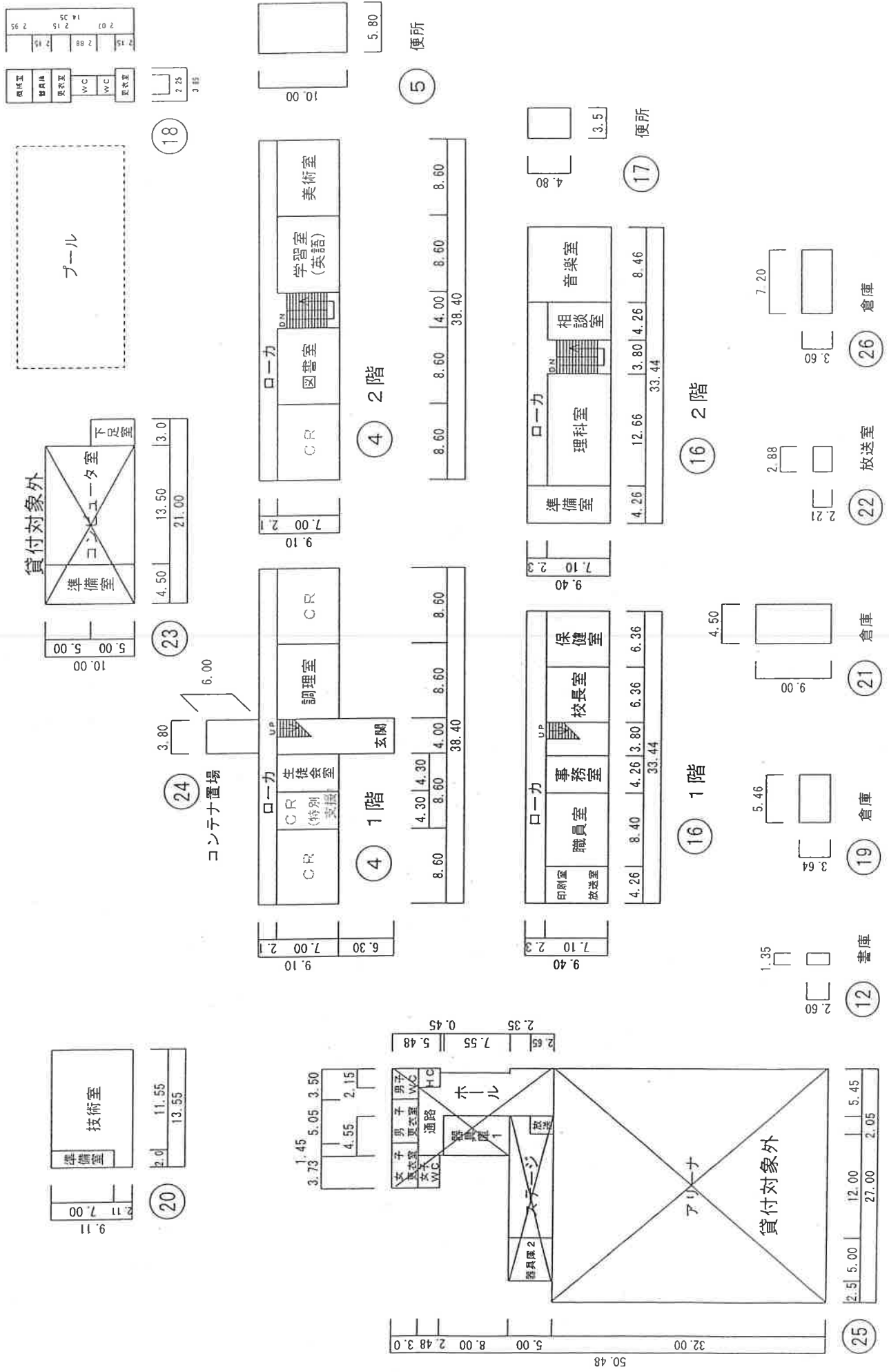
学校名

配置図及び平面図



配置図及び平面図

北方中学校跡地



(別添②)

本城中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 本城中学校 廃校年月 平成29年4月

1 本城中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字本城5951の2番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
10	書庫	鉄骨造	S44	1	5	—
12	倉庫	木造	S43	1	20	—
13	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S53	2	1574	1.34
14	便所	鉄筋コンクリート造	S53	1	42	—
17	教材室	木造	S57	1	50	(新基準)
18	倉庫	木造	S59	1	61	(新基準)
19	放送室	木造	S61	1	6	(新基準)
20	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H4	1	195	(新基準)
21	倉庫	鉄骨造	H6	1	13	(新基準)
22	給食コンテナ室	木造	H6	1	25	(新基準)

参考：建物敷地面積8192㎡、グラウンド敷地16583㎡

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 一括貸付を原則とします。

※ 屋内運動場及び屋内運動場駐車場は串間市地区体育館として利用していただきますので貸付対象に含みません。

※ テニスコートについて、貸付対象に含みません。

※ プール及びプール付属棟はプール利用としては貸付対象外。

※ 敷地内通路、駐車場部分等の共用部は占用できません。維持管理をして頂くことを条件に他の利用の支障とならない範囲で利用は可能です。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約15分

(4) 地域の環境など

港、河川、本城干潟が近くにあり、田園が広がり、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×0.04

参考：固定資産評価額 3,430円/㎡

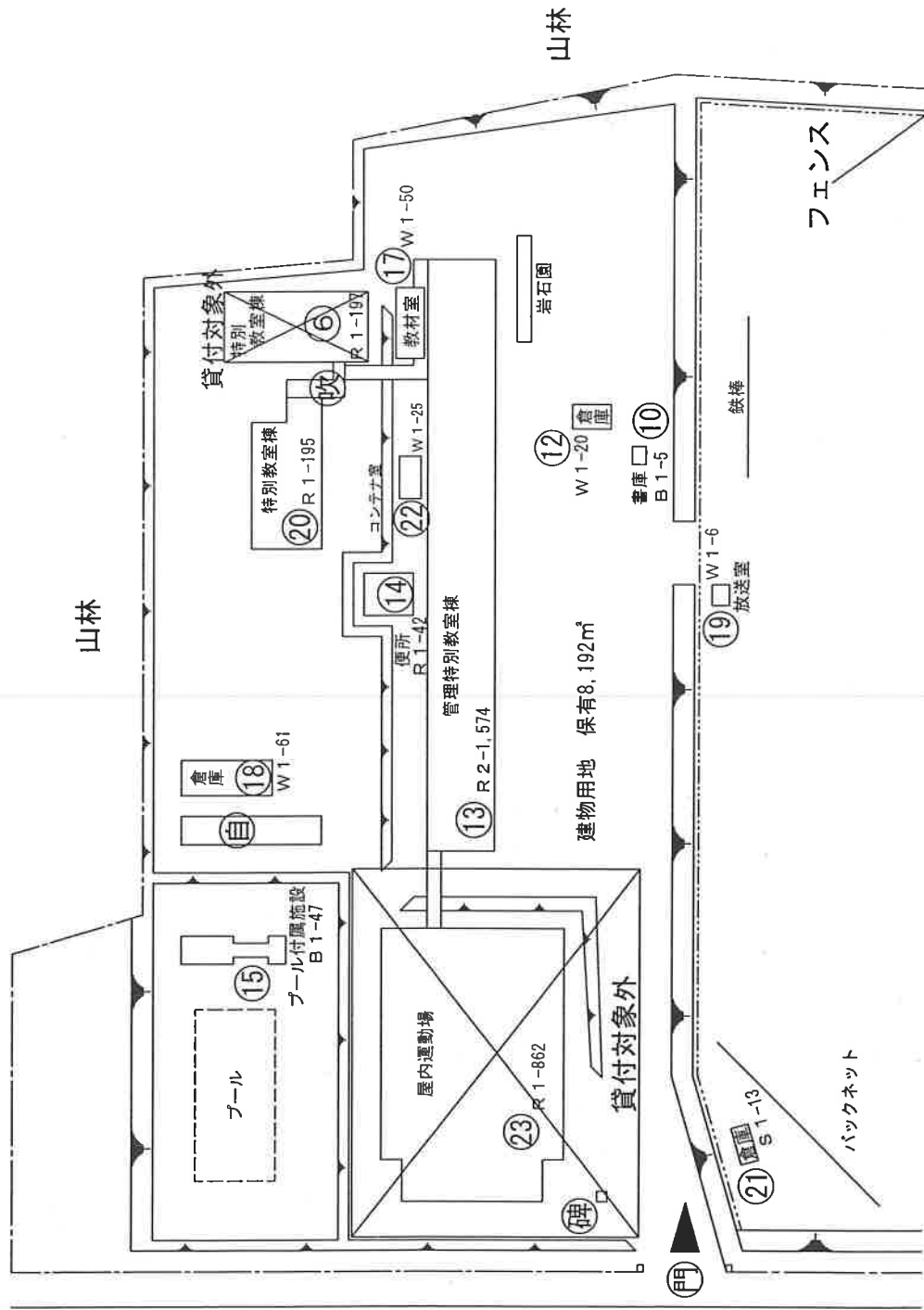
3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。

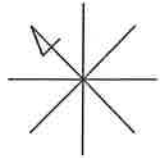
本城中学校跡地

学校名

配置図及び平面図



方位

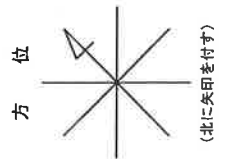
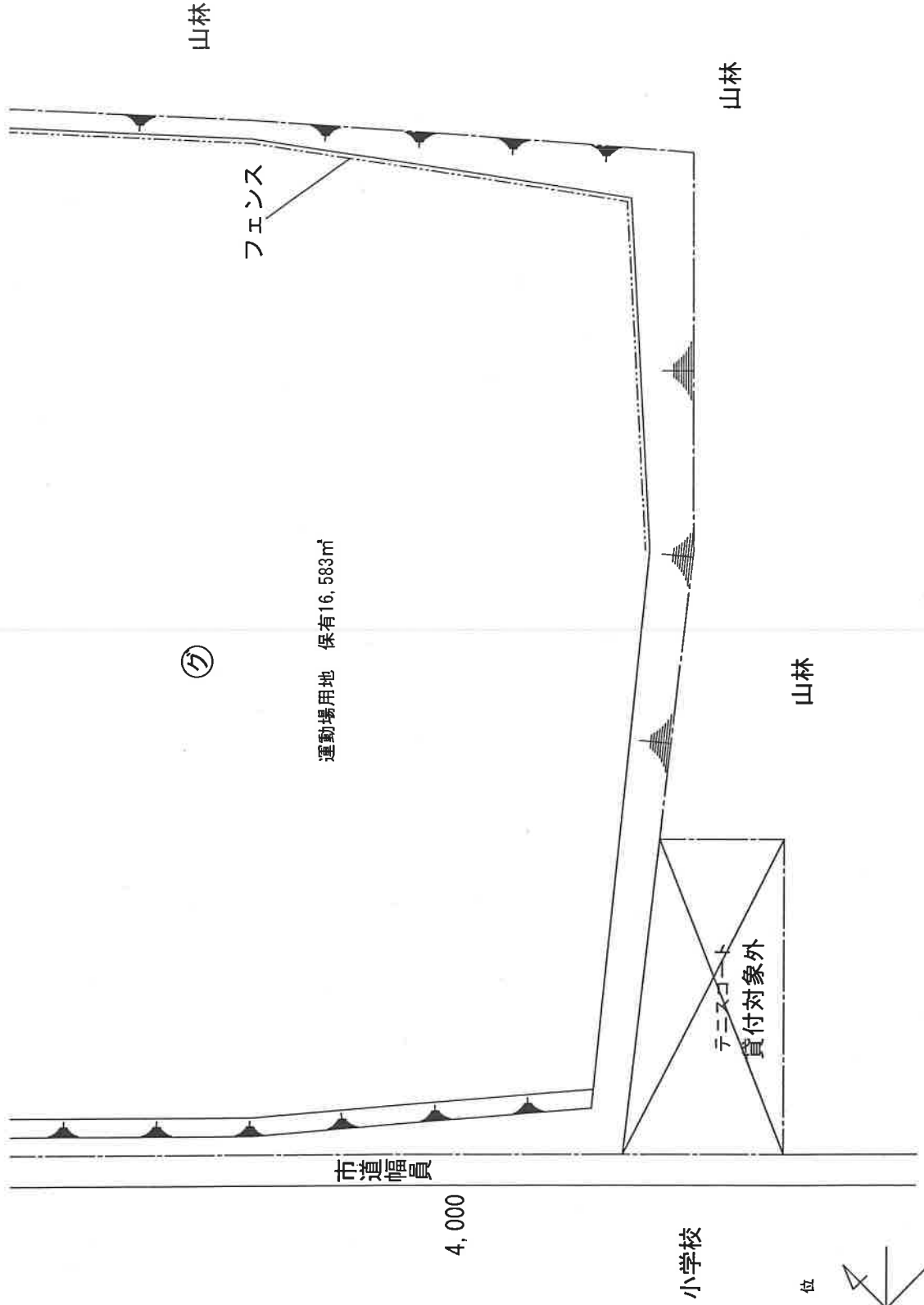


(北に矢印を付す)

本城中学校跡地

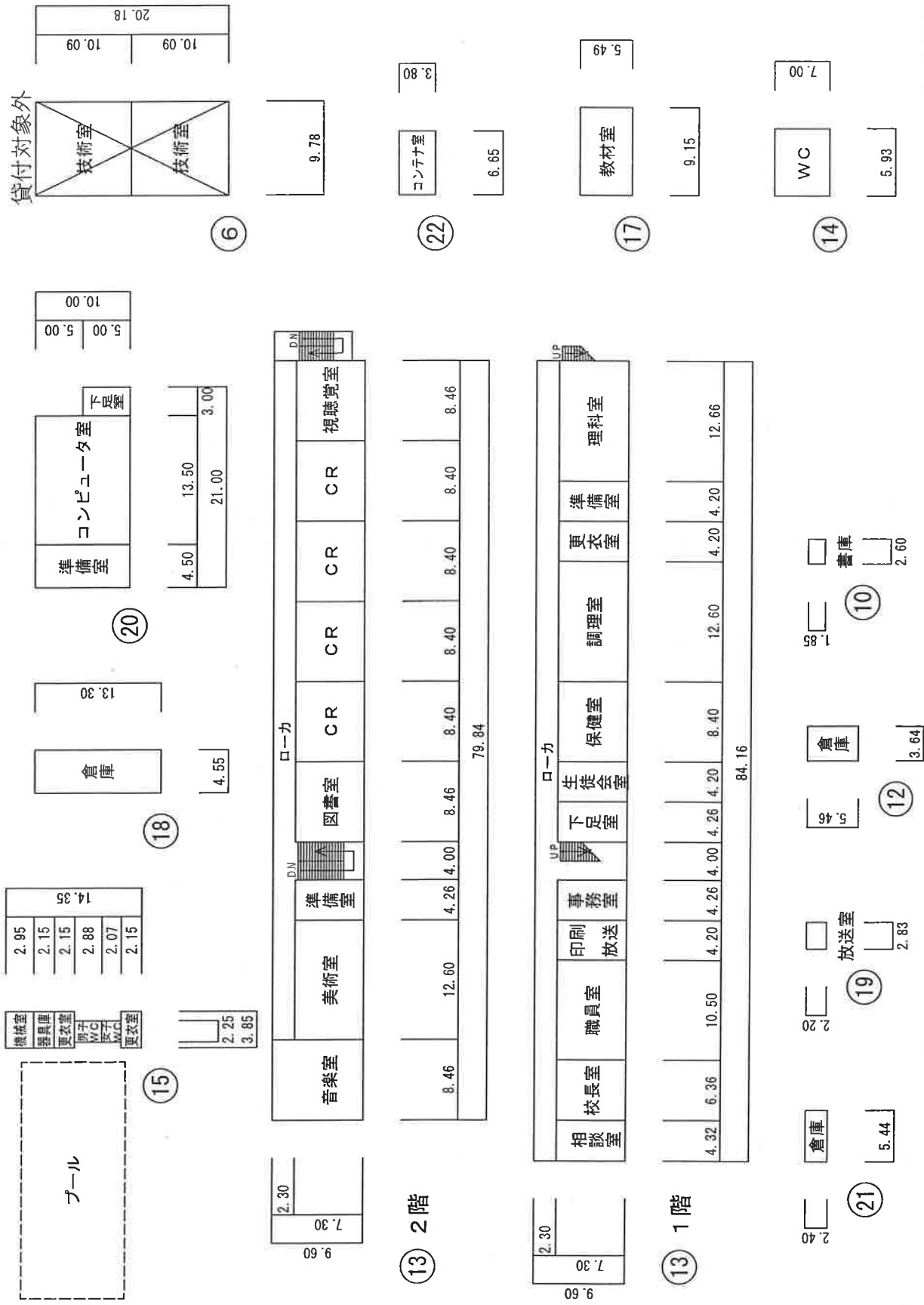
学名

配置図及び平面図



配置図及び平面図

本校名 本城中学校跡地



プール専用付属室 47㎡

(別添③)

市木中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 市木中学校 廃校年月 平成29年4月

1 市木中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字市木1835番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
12	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S52	2	514	1.33

参考：建物敷地面積2925m²、グラウンド敷地4480m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 建物及びグラウンド敷地について一括貸付を原則とします。

※ プール及びプール付属棟はプール利用としては貸付対象外。

※ 屋外トイレ、敷地内通路、駐車場部分等の共用部は占有できません。維持管理をして頂くことを条件に他の利用の支障とならない範囲で利用は可能です。

※ 屋内運動場については串間市地区体育館として利用しています。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約30分

(4) 地域の環境など

石波海岸、幸島があり、海岸近くの自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地の使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/m²）×貸付面積（m²）×0.04

参考：固定資産評価額 2,240円/m²

3 特記事項

(1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかりま

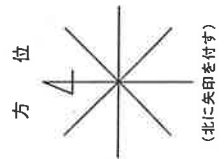
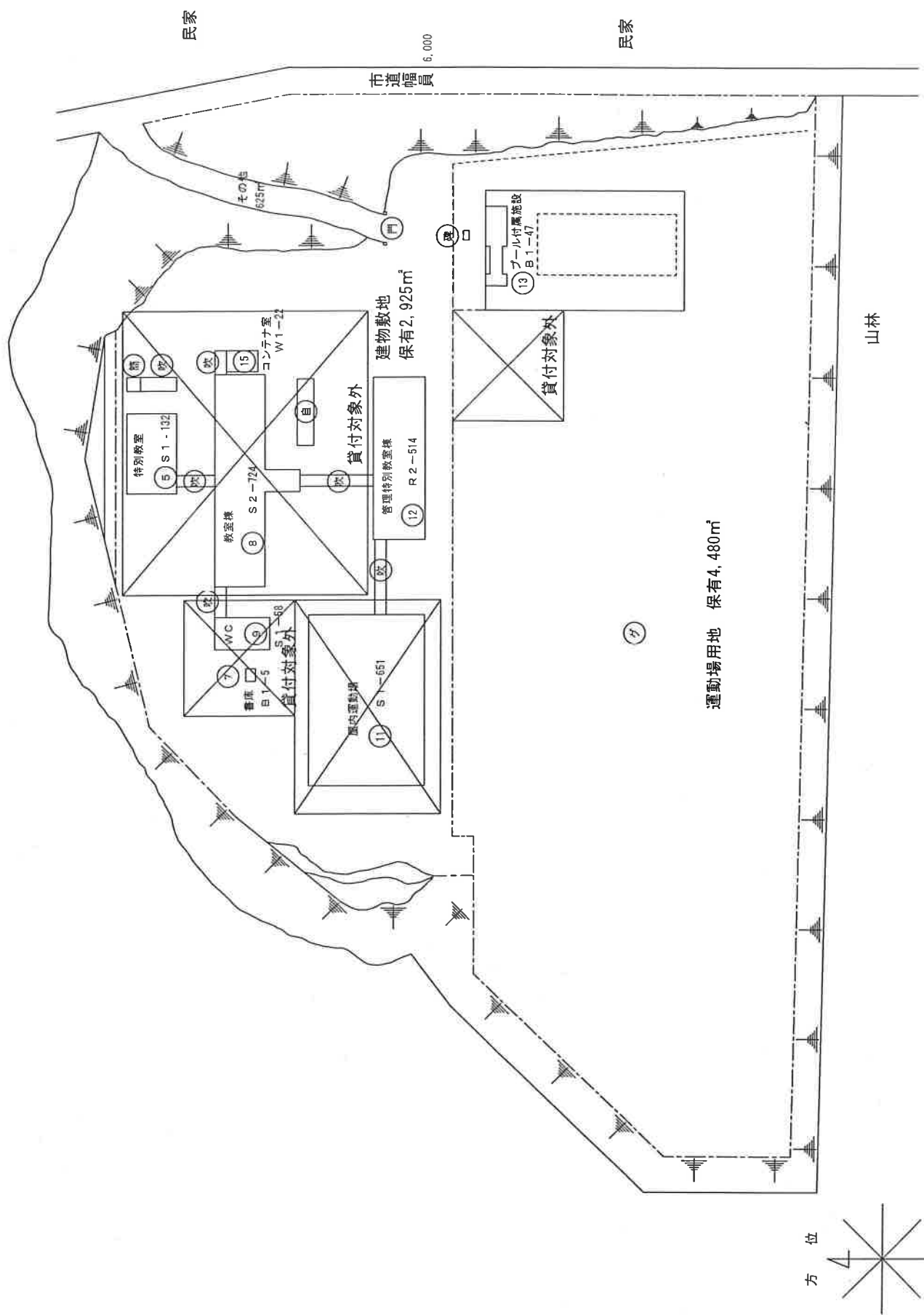
す。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工が必要な場合があります。

市木中学校跡地

学校名

配置図及び平面図



(別添④)

大納小学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 大納小学校 廃校年月 平成28年4月

1 大納小学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字大納2607番地 (都市計画区域外)

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積 (㎡)	耐震強度 (Is値)
10	教室管理棟	鉄筋コンクリート造	S58	2	661	(新基準)

建物敷地面積947㎡

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 校舎の一括貸付を原則とします。

※ グラウンド敷地は含まない。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約40分

(4) 地域の環境など

サーフィンが盛んな恋ヶ浦海岸の近くに位置し、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地
使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、
本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決
をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料 (年額) = 毎年の固定資産評価額 (円/㎡) × 貸付面積 (㎡) × 0.04

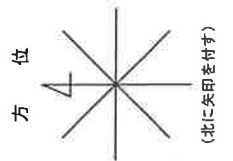
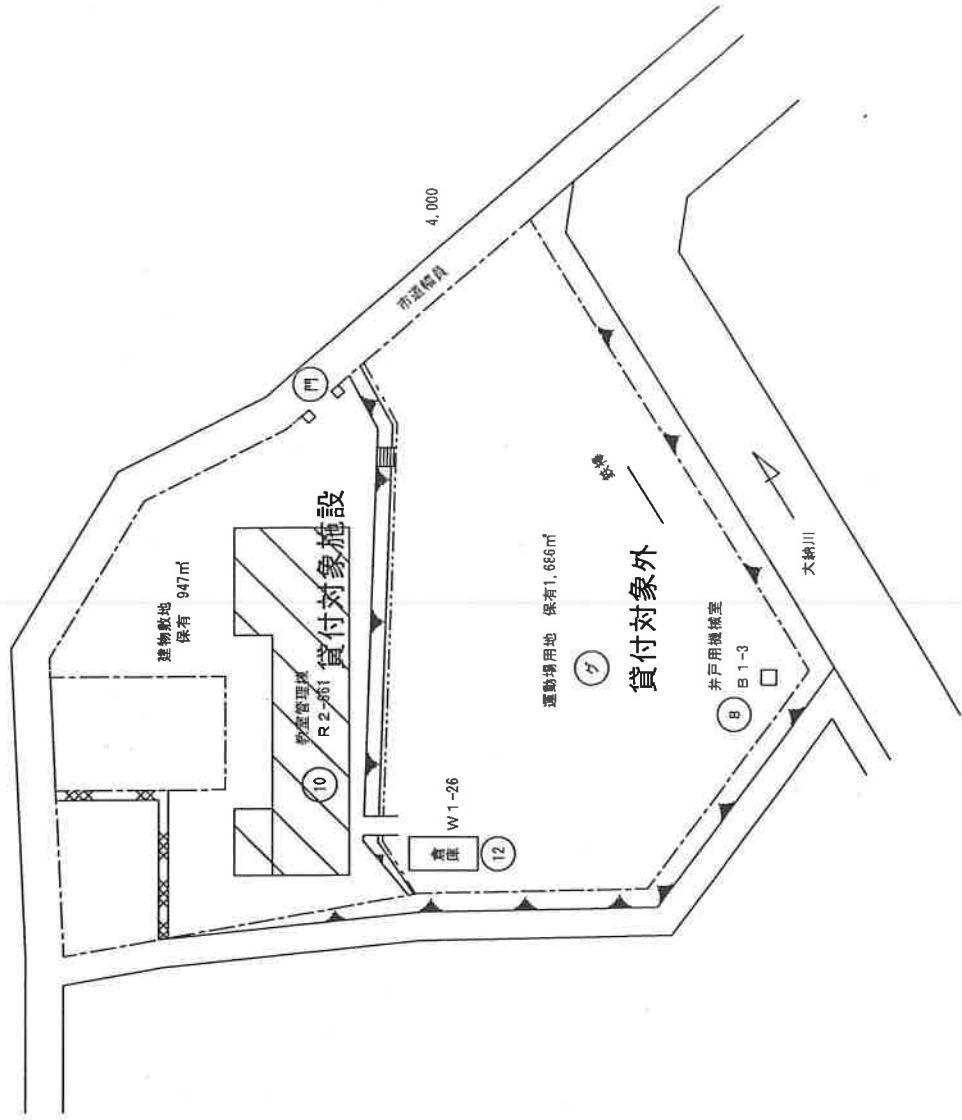
参考：固定資産評価額 1,470円/㎡

3 特記事項

(1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として
決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。
県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して
頂くことがあります。

(2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守
し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。

- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、グラウンド等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、井戸水利用となります。



配置図及び平面図

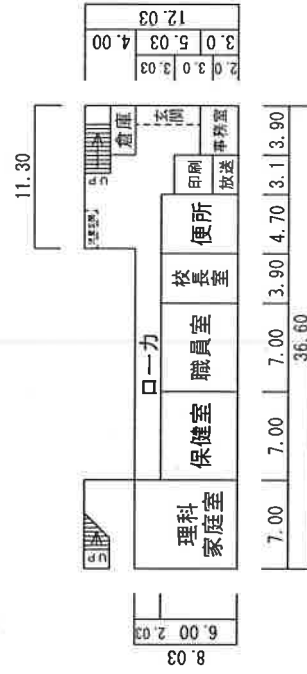
校名

大納小学校跡地

平成28年4月1日廃校



10 2階



10 1階